

令和3年第4回紀の川市議会定例会議案書

(令和4年1月20日提出追加議案)

和歌山県 紀の川市

3 紀総務発第 295001 号
令和 4 年 1 月 20 日

紀の川市議会議長 榎 本 喜 之 様

紀の川市長職務代理者 紀の川市職員 今 城 崇 光

追加議案の送付について

令和 3 年第 4 回紀の川市議会定例会に追加議案を提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

議案第 111 号 公平委員会委員の選任について

議案第 112 号 公平委員会委員の選任について

議案第 113 号 公平委員会委員の選任について

議案第 114 号 監査委員の選任について

議案第 115 号 監査委員の選任について

議案第 116 号 教育委員会委員の任命について

議案第 117 号 紀の川市学校給食費徴収条例の一部改正について

議案第 118 号 令和 3 年度紀の川市一般会計補正予算（第 9 号）について

議案第111号

公平委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市公平委員会委員に選任したいから、紀の川市公平委員会設置条例（平成17年紀の川市条例第26号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市広野44番地
氏 名 よし だ ひろむ
吉 田 弘
昭和22年6月20日生

令和4年1月20日提出

紀の川市長職務代理者
紀の川市職員 今 城 崇 光

提案理由

吉田弘君を紀の川市公平委員会委員に選任するため。

議案第112号

公平委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市公平委員会委員に選任したいから、紀の川市公平委員会設置条例（平成17年紀の川市条例第26号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手市場1081番地3

氏 名 うえ 植 だ 田 のり 範 や 矢

昭和23年3月25日生

令和4年1月20日提出

紀の川市長職務代理者

紀の川市職員 今 城 崇 光

提案理由

植田範矢君を紀の川市公平委員会委員に選任するため。

議案第113号

公平委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市公平委員会委員に選任したいから、紀の川市公平委員会設置条例（平成17年紀の川市条例第26号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町黒川723番地1

氏 名 なか にし まさ あき
中 面 昌 昭

昭和18年10月17日生

令和4年1月20日提出

紀の川市長職務代理者

紀の川市職員 今 城 崇 光

提案理由

中面昌昭君を紀の川市公平委員会委員に選任するため。

議案第114号

監査委員の選任について

下記の者を紀の川市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市粉河2217番地

氏 名 箕 輪 光 芳

昭和26年6月19日生

令和4年1月20日提出

紀の川市長職務代理者

紀の川市職員 今 城 崇 光

提案理由

箕輪光芳君を紀の川市監査委員に選任するため。

議案第115号

監査委員の選任について

下記の者を紀の川市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町西山1311番地

氏 名 にし かわ やす ひろ
西 川 泰 弘

昭和21年8月27日生

令和4年1月20日提出

紀の川市長職務代理者

紀の川市職員 今 城 崇 光

提案理由

西川泰弘君を紀の川市監査委員に選任するため。

議案第116号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 紀の川市久留壁207番地

氏 名 は せ こう じ
長 谷 弘 司

昭和30年8月8日生

令和4年1月20日提出

紀の川市長職務代理者

紀の川市職員 今 城 崇 光

提案理由

長谷弘司君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第117号

紀の川市学校給食費徴収条例の一部改正について

紀の川市学校給食費徴収条例（令和元年紀の川市条例第11号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年1月20日提出

紀の川市長職務代理者

紀の川市職員 今城崇光

提案理由

紀の川市内の小学校及び中学校の学校給食費無償化について、所要の改正を行うため。

紀の川市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市学校給食費徴収条例（令和元年紀の川市条例第11号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第2条 市長は、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。及び_____。）及び_____学校給食の提供を受ける者から学校給食費を徴収する。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略 (新設)</p>	<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第2条 市長は、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下単に「保護者」という。）及び<u>その他の</u>学校給食の提供を受ける者から学校給食費を徴収する。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略 (学校給食費徴収に関する特例)</p> <p>3 <u>令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第2条の規定にかかわらず、保護者から徴収しない。</u></p>

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第118号

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第9号）について、議会の議決を求める。

令和4年1月20日提出

紀の川市長職務代理者

紀の川市職員 今城 崇光

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）